

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」

山田町分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

山田町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本町の廃棄物処理は、1市2町1村で構成する宮古地区広域行政組合（以下「組合」という。）の廃棄物処理施設で処理しているが、最終処分場の残余容量はひっ迫している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の「排出抑制」・「再利用」・「再資源化」を基本とした地域社会づくりの促進を図る。
- (2) 環境との共生を図り、環境へ負荷の少ない資源循環型社会形成の促進を図る。
- (3) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減の促進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物	1,023 t	1,002 t	984 t	966 t	950 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施にあたり、町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握し、その意見を積極的に反映させるよう努める。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の状況、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の現状についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 買い物袋の持参の徹底・過剰包装の抑制

買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。また、小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) リサイクル型商品や再生品の普及

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

(4) 抑制のための役割分担

ア 町民の役割

① ライフスタイルの見直し

- ・ごみ問題を意識した購買
- ・ものを大切に作る心がけ
- ・不用品の有効利用

② ごみ減量化とリサイクルに適した商品の購入

- ・使い捨て商品の自粛
- ・再生品の利用拡大
- ・エコマーク商品などの利用

③簡易包装に対する協力

- ・簡易包装の商品の選択
- ・紙パックなどの販売店回収への協力
- ・買い物袋などの持参

イ 事業者の役割

①流通・販売段階での簡易包装の推進

- ・リサイクルし易い包装資材の使用
- ・簡易包装の推進
- ・商品の包装に対する自主基準の設定

②リサイクル型商品や再生品の普及

- ・減量化、リサイクルに適した商品の積極的な取扱い
- ・リサイクル型商品や再生品の積極的 P R

③販売した商品の自主回収の促進

- ・牛乳パックなどの回収窓口の設置
- ・家具、家電、自転車などの販売店回収の拡大

④活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

ウ 行政の役割

① P R 活動・イベントの実施

- ・ごみ減量化、リサイクルに関するイベント
- ・ごみ問題に関する P R（広報やまだ等）

②環境教育

- ・空き缶回収などの体験学習
- ・施設見学

③ごみ管理の指導

- ・ごみと包装容器廃棄物の区別の徹底
- ・減量化、リサイクル推進体制の充実

④資源ごみ集団回収の促進

- ・集団回収団体登録の拡大、集団回収奨励制度の継続

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画で分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

品 目	第10期分別収集計画期間									
	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	6 t		6 t		3 t		3 t		3 t	
主としてアルミ製の容器	13 t		13 t		11 t		11 t		11 t	
無色のガラス製容器	(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 26 t	
	(引渡) 29 t	(独自) 0 t	(引渡) 29 t	(独自) 0 t	(引渡) 27 t	(独自) 0 t	(引渡) 27 t	(独自) 0 t	(引渡) 26 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 46 t		(合計) 45 t		(合計) 43 t		(合計) 42 t		(合計) 41 t	
	(引渡) 46 t	(独自) 0 t	(引渡) 45 t	(独自) 0 t	(引渡) 43 t	(独自) 0 t	(引渡) 42 t	(独自) 0 t	(引渡) 41 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t	
	(引渡) 11 t	(独自) 0 t	(引渡) 11 t	(独自) 0 t	(引渡) 11 t	(独自) 0 t	(引渡) 11 t	(独自) 0 t	(引渡) 11 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	29 t		28 t		27 t		26 t		25 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 16 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t	
	(引渡) 18 t	(独自) 0 t	(引渡) 17 t	(独自) 0 t	(引渡) 16 t	(独自) 0 t	(引渡) 15 t	(独自) 0 t	(引渡) 15 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 41 t		(合計) 40 t		(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t	
	(引渡) 41 t	(独自) 0 t	(引渡) 40 t	(独自) 0 t	(引渡) 36 t	(独自) 0 t	(引渡) 36 t	(独自) 0 t	(引渡) 35 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 32 t	
	(引渡) 36 t	(独自) 0 t	(引渡) 35 t	(独自) 0 t	(引渡) 33 t	(独自) 0 t	(引渡) 33 t	(独自) 0 t	(引渡) 32 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡) 2 t	(独自) 0 t	(引渡) 2 t	(独自) 0 t	(引渡) 2 t	(独自) 0 t	(引渡) 2 t	(独自) 0 t	(引渡) 2 t	(独自) 0 t

【資料】第10期市町村分別収集計画量（宮古地区広域行政組合）

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近3年度の実績値平均（一人1日あたり排出量）×該当年度の人口推計値×日数

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、集団回収が進んでいる「缶」・「ガラスびん」・「段ボール」・「飲料用紙パック」については、引き続き団体による分別収集を実施する。容器包装廃棄物の分別区分毎の分別収集等実施者は次のとおりとする。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管 等段階
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	組合の委託 業者による 定期回収及 び集団回収	組合又は 委託業者 及び民間 業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん		
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウム が利用されているものを 除く。)	飲料用紙パック	組合の委託 業者による 定期回収及 び集団回収	組合又は 委託業者 及び民間 業者
主として段ボール製の容器	段ボール		
主として紙製の容器包装で あって上記以外のもの	飲料用紙パック、 段ボール以外の紙製 容器包装	組合の委託 業者による 定期回収	組合又は 委託業者
主としてポリエチレンテレフ タレート（PET）製の容器 であって飲料又はしょうゆを 充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の 容器包装であって上記以外の もの	白色トレイ ペットボトル、白色 トレイ以外のプラ スチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

「缶」・「ガラスびん」・「飲料用紙パック」・「段ボール」・「その他の紙製容器包装」・「ペットボトル」・「白色トレイ」・「その他のプラスチック製容器包装」の分別排出後、組合のリサイクル施設「みやこ広域リサイクルセンター」で分別区分ごとに収集し、選別・圧縮・梱包後、ストックヤードで保管する。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	透明又は 半透明の袋	2 t ・ 深平ボ ディ車	みやこ広域 リサイクル センター 選別・圧縮 ・梱包後に ストック ヤードで 保管
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん			
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウム が利用されているものを 除く。）	飲料用紙パック	（紐かけ）		
主として段ボール製の容器	段ボール			
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	飲料用紙パック、 段ボール以外の 紙製容器包装	指定袋 （半透明合 成樹脂袋）		
主としてポリエチレンテレフ タレート（P E T）製の容器 であって飲料又はしょうゆを 充てんするためのもの	ペットボトル	透明又は 半透明の袋		
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の	白色トレイ	透明又は 半透明の袋		
	ペットボトル、 白色トレイ以外 のプラスチック 製容器包装	指定袋 （半透明合 成樹脂袋）		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 分別収集の円滑かつ効率的な推進を図るために必要と考えられる事項
容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、東日本大震災で活動を休止している山田町環境衛生実践会連合会の再始動に向けて取り組む。
- (2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項
集団回収を促進するため、リサイクルの拡充と奨励金の交付を行う。
- (3) 町民・事業者に対する広報・啓発活動
町民・事業者に、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを大幅に変更する「意識改革」を促進し、ごみ処理の切迫した状況を認識してもらうため広報・啓発活動を行う。